

**令和3年度
沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金
(島しょ地域介護人材確保対策事業)取扱要領**

1 趣旨

標記補助金の取り扱いについては、沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及び沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金（島しょ地域介護人材確保対策事業）実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるほか、この要領により取り扱うものとする。

2 補助対象経費等について

(1) 介護専門職受入支援（実施要綱第3条1関係）

- ① 令和3年1月1日から12月31日（就労3ヶ月到達日が令和3年4月1日から令和4年3月31日）までに採用または就職した介護専門職員の転居に要した費用を対象とする。
- ② 次の経費は対象外とする。
 - ア 車両運搬や移動の際に要したガソリン代
 - イ 住居確保の際に要した家賃（敷金と礼金は認める）
 - ウ 法人等が介護専門職に支給した奨励目的の手当
※実際に転居に要した費用分を負担した場合は認める。
 - エ その他、不適切と判断した費用
- ③ 旅費については、来島に要する往路1回分について認める。
※事前視察または着任の旅費いずれかに要した費用。

(2) 介護専門職採用活動支援（実施要綱第3条2関係）

- ① 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間で、介護専門職を採用するための活動に要した経費を対象とする。
※翌年度以降の採用を目的とした合同企業説明会等への参加も認める。
- ② 補助上限額(100千円)の範囲内で、企業説明会等への複数回の参加を認めるものとする。
- ③ 旅費については、各サービス事業所等が所在する島から企業説明会等が開催される島等への移動等に要する航空賃、船賃及び宿泊料を補助対象とし、車賃（モノレール、バス、レンタカー等）や出展料は対象外とする。
- ④ 宿泊料は、県の旅費規程に準じて1泊9,800円までを対象経費と認める。
- ⑤ 宿泊料は、企業説明会等の前日から最終日までの期間を対象経費と認める。

(3) 初任者研修等開催支援（実施要綱第3条3関係）

- ① 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間で実施する研修を対象とする。
- ② 原則、一離島で一事業所（法人）を対象とする。なお、島内の事業所の人材確保を目的としていることから、島内に複数の事業所（法人）がある場合に特定の事業所への就職を条件とするものは対象外とする。
- ③ 事業所（法人）または自治体が直接実施する場合や委託に要する経費（委託料）

を対象とするが、いずれの場合も食糧費（昼食代、会食代、飲料代等）は対象外とする。

（４）介護支援専門員等研修受講支援（実施要綱第３条４関係）

- ① 「訪問介護サービス事業所従事者」の資質向上に資する研修の対象期間は、令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの期間で実施される研修を対象とする。
- ② 各研修に要する旅費については、各サービス事業所等が所在する島から法定研修を実施する島への移動に要する航空賃、船賃及び宿泊料を補助対象とする。
※車賃（モノレール、バス、レンタカー等）は補助対象外。
※県外での受講は対象外。
- ③ 宿泊料は、県の旅費規程に準じて１泊９,８００円までを対象経費と認める。
- ④ 宿泊料は、研修初日の前日から研修最終日までの期間を対象経費と認める。

（施行期日）

この要領は、令和３年６月１日から施行し、令和３年４月１日から適用する。